

平成 年寄附分 市町村民税・道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

平成 年 月 日 高山村長 殿	整理番号	
住所	フリガナ	
	氏名	印
	個人番号	
	性別	男 女
電話番号	生年月日	明・大 昭・平

(注)「個人番号」欄には、あなたの個人番号を必ず記載してください。

個人番号確認等のため、以下の書類（詳しくは次ページ参照）を添付します。

- 個人番号カードの写し       通知カード等及び運転免許証等の本人確認書類の写し

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 高山村に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
平成 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

----- (切り取らないでください) -----

平成 年寄附分 市町村民税・道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住所		受付日付印
氏名	殿	

受付団体名

高山村

- 個人番号の記載について -

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）の導入により、平成 28 年 1 月 1 日以降の寄附から、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に個人番号の記載が必要となりました。

また、個人番号の番号確認・身元確認のため、下記 1～3 のいずれかの書類等の写しを添付のうえ、申請してください。

- 1 個人番号カード（表裏）
- 2 通知カード と 身元確認に必要な書類（※）
- 3 個人番号が記載された住民票 と 身元確認に必要な書類（※）

（※）身元確認に必要な書類

運転免許証・旅券のいずれかの書類の写し

（お持ちでない方は、身体障害者手帳など、官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等がなされ、①氏名、②生年月日または住所が確認できるもの）